



令和4年度 大網白里市結婚新生活支援事業補助金 Q & A

【補助対象者】

Q 令和4年4月1日より前に婚姻した場合は対象になりますか？

A 対象外です。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻した夫婦が対象となります。

Q 再婚の場合は対象になりますか？

A 対象になります。ただし、夫婦のいずれかが過去に他自治体による本事業の補助金を交付されていた場合には、対象外となります。

Q 子どもがいる場合でも対象になりますか？

A 対象になります。

【補助要件】

Q 補助を受ける場合の要件は？

A 次の要件を満たす場合に補助対象となります。

- ①婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- ②令和3年1月1日～12月31日までの間の夫婦の総所得の合計が400万円未満であること。
※申請日時点で貸与型奨学金の返済を行っている場合は、令和3年の所得額から、令和3年中に返済した額を控除する。
※申請時に無職の方がいる場合は、その方の令和3年の所得額を0円とする。
- ③申請日において、夫婦双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が新居の所在地となっていること。
- ④申請日より2年以上、継続して本市に居住する意思があること。
- ⑤新婚世帯の全員に市税（本市）の滞納がないこと。
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦世帯に暴力団員がいないこと。
- ⑧過去に本補助金（他自治体による補助を含む。）の支給を受けたことがないこと。

Q 所得はどのように確認すればよいですか？

- A 令和4年1月1日時点でお住まいの自治体で、令和4年度の所得証明書を取得してください。(令和4年1月1日に大網白里市にお住まいの方は、個人情報確認同意書の提出をもって省略可)
なお、令和4年度所得証明書は令和3年1月1日～12月31日分の所得の証明になります。

Q 夫婦のどちらかが無職の場合、所得はどのように確認すればよいですか？

- A 申請時に無職の場合は、離職票や退職証明書等、無職であることが確認できる資料と、無職であることの申告書を提出していただければ、所得証明書の記載に関わらず、令和3年の所得を0円として計算します。
※「無職であることの申告書」は任意様式で構いませんが、企画政策課でもお渡ししております。

Q 育児休暇中の場合は、所得に含まれますか？

- A 申請日時点で一年を超える育児休業者がいる場合は、無収入であることが確認できる書類の提出をもって令和3年の所得を0円とします。

Q 貸与型奨学金の返済状況及び年間返済額は、どのように確認すればよいですか？

- A 貸与中の団体から発行される、奨学金返還証明書等により確認します。
証明書の発行が困難な場合は、企画政策課までお問合せください。

【補助対象経費・補助額】

Q 補助対象となる経費は？

- A 住居費及び引越費用です。
住居費：婚姻を機に新たに住宅を取得した費用
婚姻を機に新たに住宅を賃借した費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
※土地代、住宅ローン手数料、駐車場代、更新手数料、火災保険料等は対象外
引越費用：引越業者や運送業者を利用して行った費用
※不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越した場合の費用は対象外

Q 補助対象となる期間は？

- A 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用です。

Q 申請期間は？

A 令和4年6月1日から令和5年3月31日までです。

Q 補助額は？

A 上限30万円（1,000円未満切り捨て）です。

【その他補助対象経費に関する質問】

Q 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、補助対象になりますか？

A 対象になります。ただし、勤務先からの住宅手当支給相当額は補助対象外となります。

Q 勤務先から住宅手当が支給されていない場合でも、住宅手当支給証明書の提出は必要ですか？

A 必要です。支給額は0円と記入し、給与等の支払者から記名押印をいただいでください。

Q 住居の名義人が申請者本人でない場合は、補助対象となりますか？

A 夫婦どちらかの名義となっていれば補助対象となります。

Q 令和4年4月1日より前に賃貸借契約または住居購入契約を行った場合、補助対象になりますか？

A 条件を満たせば賃貸借契約の場合は対象になります。ただし、補助対象は令和4年4月1日以降に要した費用に限ります。
住居購入については、対象になりません。令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に契約を行ったもののみが補助対象となります。

Q 夫婦の一方が婚姻前から居住している賃貸物件に、配偶者が一緒に住むことになった場合、補助対象になりますか？

A 対象になります。ただし、補助対象は婚姻し同居を開始してから要した費用となります。

Q 夫婦の一方が婚姻前から実家に住んでおり、婚姻を機に配偶者がそこに一緒に住むことになった場合、引越費用は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象になりますか？

A 対象になります。ただし、婚姻日以降に要した費用のみが補助対象となります。

